北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に付託
また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
消費者問題に関する特別委員会に付託

議決通知

十一月十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
災害対策基本法の一部を改正する法律案
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

通知書受領

十一月十四日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査）
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律
社会保険労務士法の一部を改正する法律

議案撤回通知書受領

十一月十四日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
薬事法の一部を改正する法律案（井坂信彦外十一名提出）

質問主意書提出

十一月十四日議員から次の質問主意書が提出された。
いわゆる「女性活躍推進政策」と我が国における性差別に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七六号）

答弁書受領

十一月十四日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生提出「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に関する質問に対する答弁書（第五四号）
参議院議員渡辺美知太郎提出放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対する答弁書（第五五号）
参議院議員浜田和幸提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書（第五六号）
参議院議員浜田和幸提出拉致被害者救出に関する質問に対する答弁書（第五七号）
参議院議員浜田和幸提出「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問に対する答弁書（第五八号）
参議院議員浜田和幸提出公有水面埋立法の運用に関する質問に対する答弁書（第五九号）

請願処理経過報告書受領

十一月十四日内閣から次の報告書を受領した。
第百八十六回国会参議院において採択された請願の処理経過

法律公布奏上及び通知

十一月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
災害対策基本法の一部を改正する法律
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

裁判官訴追委員会

委員長選任

十一月十三日、裁判官訴追委員会は、欠員中の委員長を次のとおり選任した。
裁判官訴追委員会委員長　保岡　興治

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月十五日ベルギー国国王陛下の命名祝日につき、同月十四日御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から九月十九日マルタ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十七日御答信があった。
天皇陛下から六月十九日マラウイ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十九日御答信があった。
天皇陛下から九月二日イラク国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十月十日スペイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十九日御答電があった。
天皇陛下から八月二十九日スロバキア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月四日御答電があった。
天皇陛下から十月二十四日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月四日御答電があった。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空キャビンクルーユニオンから、解雇撤回要求に関して、平成26年11月19日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ジェイエア乗員組合から、賃金等の要求に関して、平成26年11月19日以降、同組合の組合員が従事する株式会社ジェイエアの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、大阪府、和歌山県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空乗員組合が賃金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年11月19日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空キャビンクルーユニオンが解雇撤回要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年11月19日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久